

○法務省告示第 号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 目的</p> <p>この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了し</p>	<p>第一 目的</p> <p>この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了し</p>

た看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年度から令和三年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA

た看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年度から令和二年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA

A) に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくとおり、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国

A) に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくとおり、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国

家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）
、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）
、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）
、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）
、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）
又は平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）
、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）
、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）

家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）
、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）
、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）
、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）
又は平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）
、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）
、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）
、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）

う。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八

う。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、若しくは令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関

日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 特例ベトナム人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成

する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 特例ベトナム人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成

二十八年度入国特例ベトナム人看護師候補者、
一の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

「一の二の一の八 略」

一の九 令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和三年度に本邦に入国したベトナム人看護師候補者のうち、ベトナム交換公文1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度看護師国家

二十八年度入国特例ベトナム人看護師候補者、
一の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

「一の二の一の八 同上」

「号を加える。」

試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十六年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者又は二の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十六年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者又は二の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二〇七 略〕

二の八 令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国したベトナム人就労介護福祉士候補者のうち、ベトナム交換公文1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔三〇六 略〕

第三 〔略〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当する

〔二の二〇七 同上〕

〔号を加える。〕

〔三〇六 同上〕

第三 〔同上〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当する

ものとする。

「一〇四 略」

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

「一〇七 略」

ものとする。

「一〇四 同上」

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

「一〇七 同上」

8|| 令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補

者 令和七年一月一日

9|| [略]

10|| [略]

11|| [略]

12|| [略]

13|| [略]

14|| [略]

15|| 令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士

候補者 令和七年一月一日

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること

「号の細目を加える。」

8|| [同上]

9|| [同上]

10|| [同上]

11|| [同上]

12|| [同上]

13|| [同上]

「号の細目を加える。」

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること

〔1〕7 略〕

8|| 令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和六年十月一日

9|| 〔略〕

10|| 〔略〕

11|| 〔略〕

12|| 〔略〕

13|| 〔略〕

14|| 〔略〕

15|| 令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和六年十月一日

七 〔略〕

第五 特例としての在留資格の変更の手續

一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じ

〔1〕7 同上〕

〔号の細目を加える。〕

8|| 〔同上〕

9|| 〔同上〕

10|| 〔同上〕

11|| 〔同上〕

12|| 〔同上〕

13|| 〔同上〕

〔号の細目を加える。〕

七 〔同上〕

第五 特例としての在留資格の変更の手續

一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じ

た必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

「1ゝ7 略」

た必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

「1ゝ7 同上」

<p>8 令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和六年度看護師国家試験</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>15 令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和六年度介護福祉士試験</p> <p>〔二〕四 略</p>	<p>〔号の細目を加える。〕</p> <p>8 [同上]</p> <p>9 [同上]</p> <p>10 [同上]</p> <p>11 [同上]</p> <p>12 [同上]</p> <p>13 [同上]</p> <p>〔号の細目を加える。〕</p> <p>〔二〕四 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。